

長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要

資料4

建物名称 : グループホームベルハウス東山手

用途 : 複合用途(グループホーム、事務所、共同住宅(消防法施行令別表第1(16)項イ))

建築年月日 : 昭和40年11月18日 (建物登記上)

構造・階層 : 鉄骨造一部木造・地上4階建て

延べ面積 : 581.85㎡ (うち、グループホーム部分(1, 2階)の面積は259.64㎡)

建築面積 : 164.55㎡

収容人員 : 17名(そのうち、グループホーム部分は13名)

火災発生日時: 平成25年2月8日(金) 調査中

覚知時刻: 19:43

鎮圧時刻: 21:09

鎮火時刻: 21:49

焼損程度: 部分焼(焼損床面積51.5㎡)

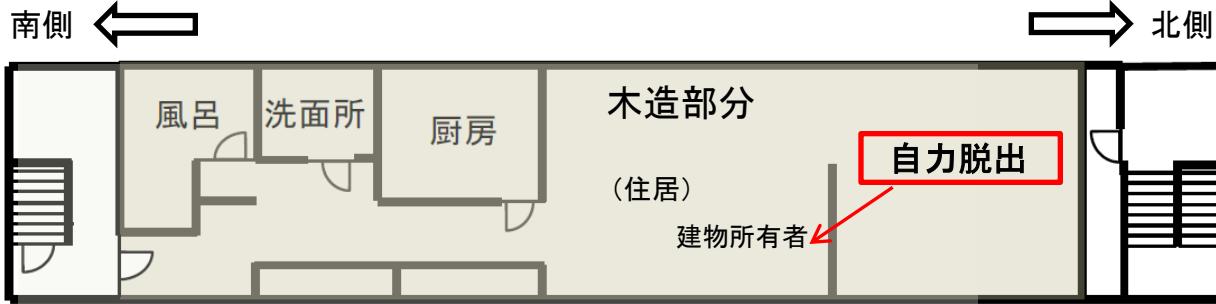
人的被害: 死者5名、負傷者7名



施設外観

在館者の状況

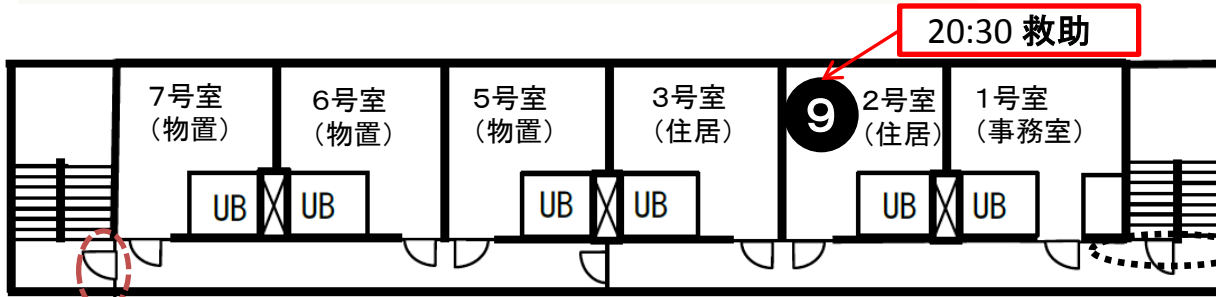
4階平面図



凡例

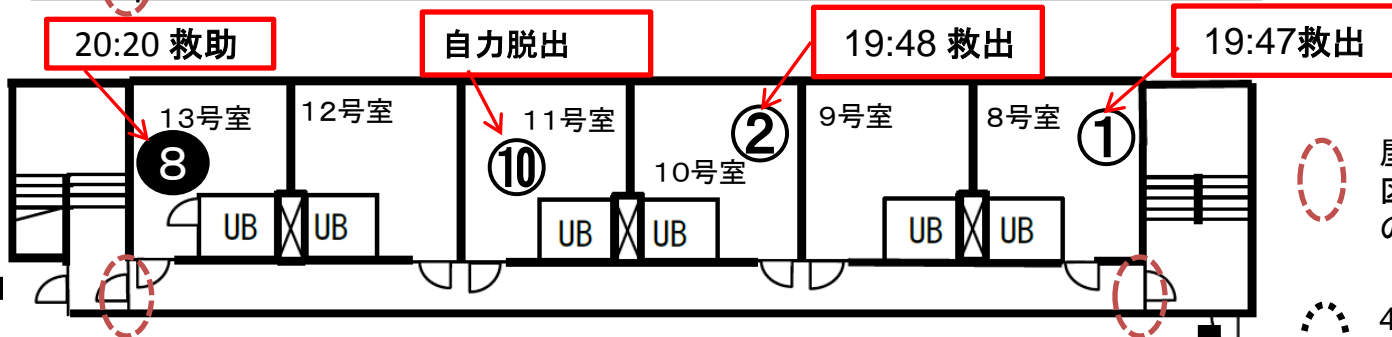
- 死者
- 生存者

3階平面図



⑦は病院搬送時には重症であったが、その後(3月4日)死亡

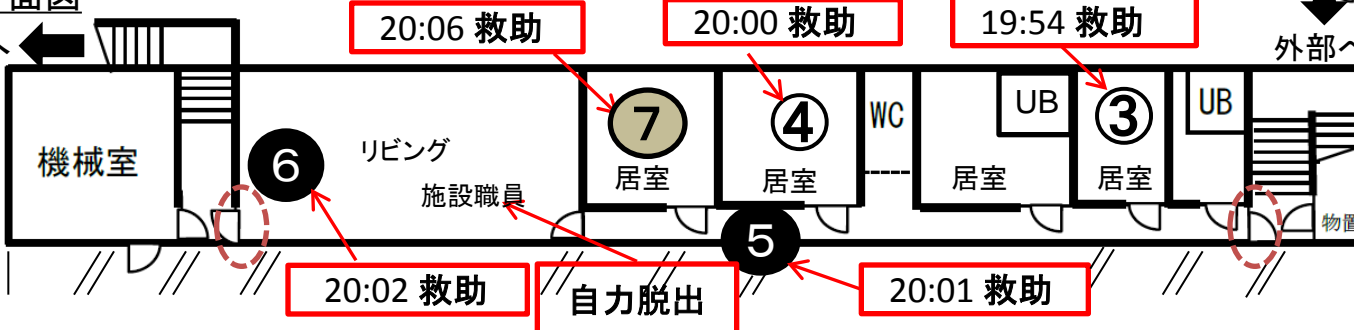
2階平面図



○ 屋内階段と廊下を区画する非自閉式の扉

○ 4階が住宅のため設置した非自閉式の扉

1階平面図



グループホームの防火対策の状況

消防用設備等の設置状況及び防火管理の実施状況

	グループホーム等の設置基準	ベルハウス東山手における設置義務の有無	ベルハウス東山手における対応状況
消火器具	全て	あり	設置(火災時に使用された形跡なし)
自動火災報知設備	全て	あり	設置(火災時に鳴動したことを消防隊が確認)
火災通報装置	全て	あり	設置(火災時に使用された形跡なし)
スプリンクラー設備	275㎡以上	なし	設置なし
誘導灯	全て	あり	設置(一部誘導灯のバッテリー切れ) ※平成24年9月30日に立入検査時に指摘
消防用設備点検報告	全て (半年に1回実施1年ごとに報告)	あり	実施 ※平成24年8月20日提出済み
防火管理	利用者及び職員の合計が10人以上	あり	防火管理者選任・届出済み 消防計画届出済み 避難訓練※ ※平成19年12月3日に実施以降、実施した旨の報告はなし

社会福祉施設へのスプリンクラー設備の設置基準

- ① 社会福祉施設のうち、自力避難が困難なものが主として入居する施設
⇒ 延べ面積が275㎡以上で設置義務

(参考)設置基準の改正経緯

・昭和62年10月政令改正(昭和63年4月施行)

延べ面積 6000㎡以上 ⇒ 1000㎡以上

(東京都松寿園火災を契機(昭和62年6月6日 死者17名 2,014㎡))

・平成19年6月政令改正(平成21年4月施行)

延べ面積 1000㎡以上 ⇒ 275㎡以上

(長崎県大村市グループホーム火災を契機(平成18年1月8日 死者7名 279㎡))

- ② 社会福祉施設のうち、①以外の施設
⇒ 平屋建て以外の防火対象物で延べ面積が6,000㎡以上で設置義務

「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」

平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、認知症高齢者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討するため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催する。

1 主な検討項目

- (1) 認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」火災の概要と課題の整理
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における防火対策のあり方

2 検討委員 (敬称略、五十音順)

室崎 益輝	ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長 (座長)
荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
石崎 和志	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長
上田 孝志	札幌市消防局予防部長
榎 一郎	千葉市消防局予防部長
勝又 浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
河村 真紀子	主婦連合会事務局次長
佐々木 勝則	公益社団法人日本認知症グループホーム協会常務理事
佐々木 美香子	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長
次郎丸 誠男	危険物保安技術協会特別顧問 (元消防研究所所長)
野村 歡	元国際医療福祉大学大学院教授
伯川 秀人	長崎市消防局予防課長
山田 常圭	消防庁消防研究センター上席研究官

3 スケジュール

3月11日に第1回、5月24日に第2回、6月27日に第3回を開催、8月を目途にとりまとめ

認知症高齢者グループホーム等 火災対策に係る主な論点

長崎市の火災における課題

- (1) 自動火災報知設備の鳴動後の火災通報装置の操作がされておらず、施設からの通報ができていなかった。
- (2) 従業員に対する消防訓練が十分実施されていなかった。
- (3) 出火階以外での被害拡大要因の一つとして、防火区画が建築基準に不適合であったことが関連した可能性がある。また、こうした状況について関係行政機関間での情報共有が不十分であった。



ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）の対策と、
ハード面（建築構造や感知・通報・消火設備など）の対策を
総合的に実施することが必要

ソフト面での対策

(1) 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進

- ・ 従業員への教育の時期等をあらかじめ計画として明文化させることについて、福祉部局、消防部局が連携して指導する。

(2) 効果的な訓練の実施

- ・ 漫然と訓練を行うだけでは効果は期待できないため、建物構造や入居者の特性、避難経路等の実情を考慮し、施設ごとの工夫が必要。
- ・ 避難訓練マニュアルや他の施設での先進事例などを参考に、消防本部等が個別施設の訓練計画に対して具体的なアドバイスを行うことや、保健福祉部局を通じた各施設へのマニュアルや先進事例などの周知を図ることが重要。

ハード面での対策

(1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化に向けた検討

(2) 防火関係規定に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底

(3) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

その他必要な対策

(1) 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築

(2) 利用者への情報提供

スプリンクラー設備の設置基準の見直しに係る基本的考え方

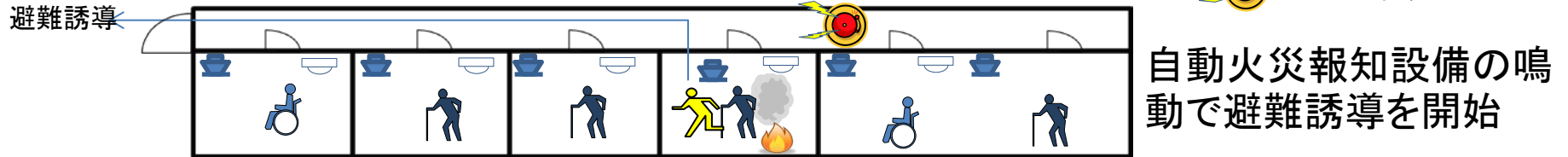
- 認知症高齢者グループホームについては、原則として全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づけるべき。
- ただし、例外として、施設の構造が、スプリンクラー設備を用いずにも火災時に介助者による対応によって避難が有効に行われると想定されるものである場合は、スプリンクラー設備を設置不要としてもよいのではないか。

スプリンクラー設備の目的・効果

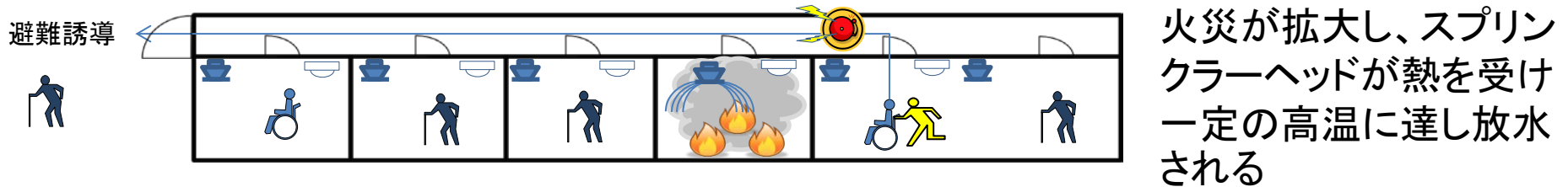
 スプリンクラー

 感知器

 地区音響装置

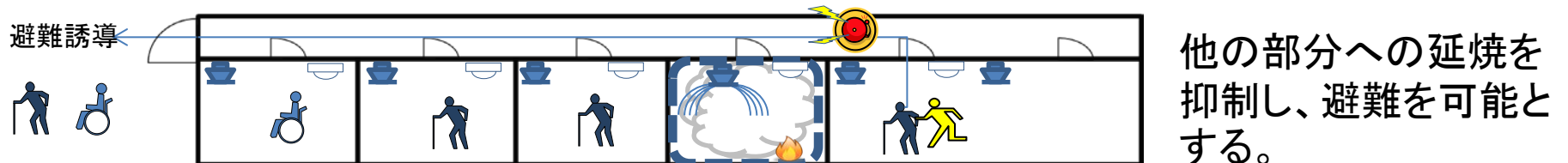


火災進展



スプリンクラー設備の作動、放水の開始

延焼抑制



一局所だけの火災で抑制する

自力避難困難者の避難に要する時間が確保されるよう、延焼抑制効果を得ることが必要
⇒ 原則としてスプリンクラー設備設置を義務化

スプリンクラー設備の設置が免除される構造について

(注) 認知症高齢者グループホーム等の高齢者社会福祉施設についての検討案であり、障害者施設等の関係者からも意見を伺いながら引き続き検討する。

	具体的な構造	
	(1)延べ面積が275㎡未満のもの (2)に該当するものを除く。	(2) 1戸建で延べ面積が100㎡以下の1フロアのもので、かつ居室が3以下のもの
例外1 火災が発生しても火炎が拡大しにくく、煙も生じにくいように措置されたもの	ア: 延焼抑制構造の区画(①)を有する イ: 壁・天井の不燃性が高い(②)ものとなっていること。 ※延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のものと同様の要件。	壁・天井の不燃性が高い(②)ものとなっていること。
例外2 例外1と同等の安全性を有するもの	ア: 延焼抑制構造の区画(①)を有する イ: 避難が容易な構造(③)を有するものとなっていること。	避難が容易な構造(③)を有するものとなっていること。

①延焼抑制構造の区画

準耐火構造の床・壁で区画され、開口部の面積が一定以下で、当該開口部に自閉式等の防火戸が設けられており、区画された部分の床面積が100㎡以下で、居室が3以下のもの。

②壁・天井の不燃性が高い

壁・天井のうち、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料であり、その他の部分にあつては難燃材料であること。

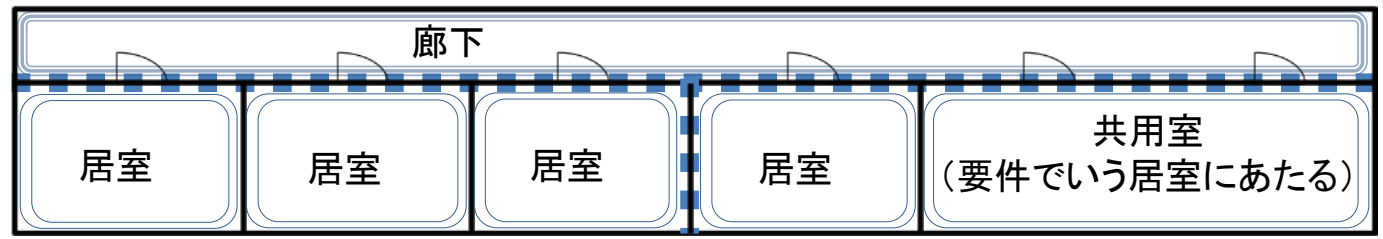
③避難が容易な構造

避難階のみに要介助者が入居している施設であつて、早期感知や屋外から直接に避難誘導できる経路の確実な確保が図られており、かつ、火災の影響が少ない時間内に介助者が入居者を屋外に避難させられることが個別に検証されたもの。

(参考)スプリンクラー設備の設置免除要件の考え方

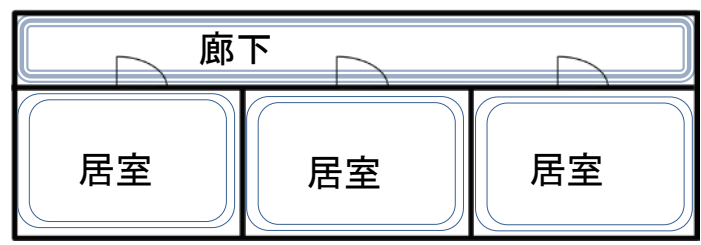
スプリンクラー設備の設置と同等の延焼拡大抑制効果が得られるよう、火災が発生しても火炎が拡大しにくく、煙も生じにくいように措置されたものについてはスプリンクラー設備の設置を免除。【例外1】 ※275㎡以上1000㎡未満の施設で既に免除されている。

- 準耐火構造の**防火区画**を形成すること(図 ■■■■ 線)
- 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は **準不燃材料**、その他の部分(居室を含)は **難燃材料**)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



当該防火対象物が100㎡未満、1階層かつ3室以内である施設については、防火区画の構造を要さず、「内装制限」のみが必要

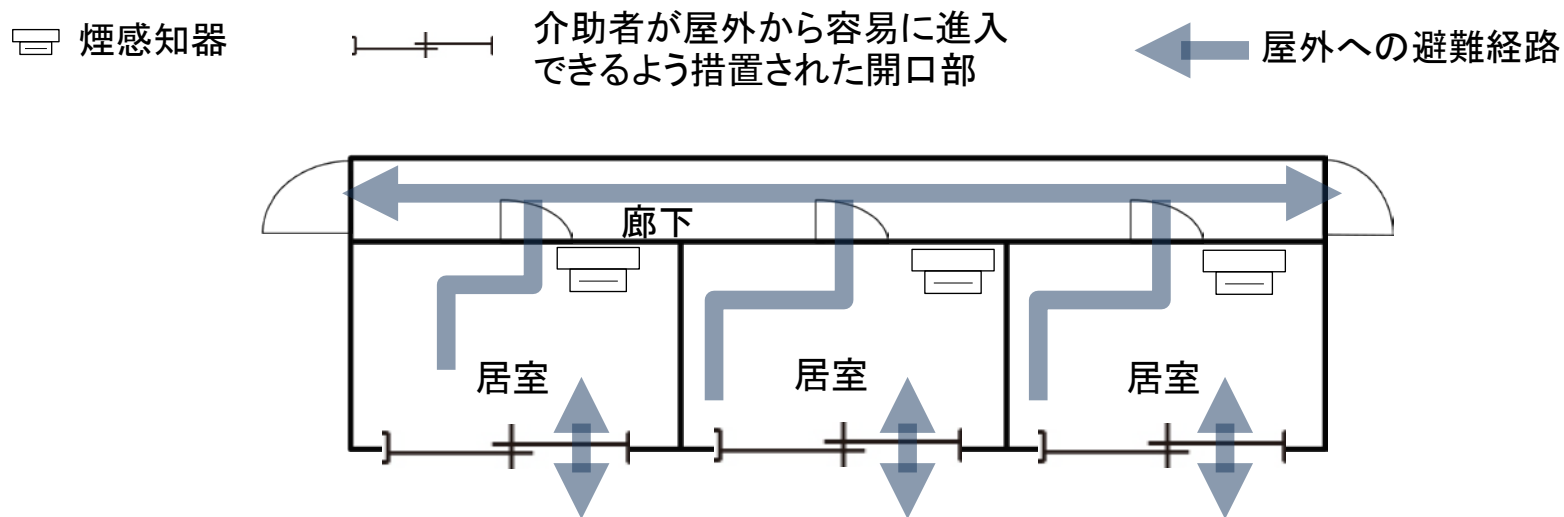
100㎡以下かつ3室以下の施設の考え方



前出の「内装制限」は、壁、天井が燃焼し火炎が伝搬することによる延焼の抑制に効果があるとともに、出火室、出火部分の内装が燃焼することによる煙の発生を一定時間抑えることで避難時間を確保するもの

⇒ 平屋で各居室から直接屋外に出られるような施設において、避難を終えるまでの時間が十分に短いことが検証されたものは、内装制限なしでも安全な避難が可能【例外2】

内装の不燃化を要さない構造の考え方



- ① 感知器の種別を煙感知器に限定する(熱感知器よりも火災を早く感知し作動する)
- ② 居室が屋外に直接面する
- ③ 介助者が屋外から居室に容易に進入できる
- ④ 廊下を経由して避難する場合でも2方向の避難経路が確保されている
- ⑤ どの避難経路からも火災による影響を受ける前に入居者を屋外に避難誘導できることが検証されている